

※アンダーラインを引いている部分が今回の改訂で改訂される箇所になります。

改訂書面:「マネーパートナーズ 外国為替証拠金取引約款 (契約約款)」

改訂日 :平成 30 年 2 月 17 日改訂

旧	新
<p>●第 5 条 口座開設</p> <p>(1) お客様が、F X取引を行うためにF X口座を設けるにはマネーパートナーズのホームページ内にある口座開設申込みフォームまたはマネーパートナーズ指定の書面に必要事項を記入し所定の本人確認書類その他マネーパートナーズが求める書類を添えて申込むことが必要であり、その申込にあたっては以下の各号に掲げる全ての要件を満たしていることを要する。</p> <p>①契約約款等を熟読しこれらに同意すること。</p> <p>②F X取引の特徴、仕組みおよびリスクについて十分理解し、自己の責任と判断でF X取引を行えること。</p> <p>③マネーパートナーズと電子メールまたは電話で常時連絡が取れること。</p> <p>④F X取引にかかる報告書面の電子交付に同意すること。</p> <p>⑤マネーパートナーズからの金融商品取引契約に関する勧誘を受ける意思のあること。</p> <p>⑥マネーパートナーズが定める「個人情報の取扱いについて」と題する書面を読み、個人情報の取り扱いに同意すること。</p> <p>⑦日本国内に居住する 20 歳以上 70 歳未満の行為能力を有する個人、または日本国内で本店もしくは支店が登記されている法人であること。</p> <p>⑧振込先預金口座は、国内に存する金融機関を指定すること。</p> <p>⑨お客様が法人の場合、F X取引を行うことは、法令その他の諸規則または定款、その他の内規に違反せず、F X取引のために必要な法令上の手続および内部手続遵守のための体制を有していること。</p> <p>(追加)</p> <p>(2)～(3) (省略)</p>	<p>●第 5 条 口座開設</p> <p>(1) お客様が、F X取引を行うためにF X口座を設けるにはマネーパートナーズのホームページ内にある口座開設申込みフォームまたはマネーパートナーズ指定の書面に必要事項を記入し所定の本人確認書類その他マネーパートナーズが求める書類を添えて申込むことが必要であり、その申込にあたっては以下の各号に掲げる全ての要件を満たしていることを要する。</p> <p>①契約約款等を熟読しこれらに同意すること。</p> <p>②F X取引の特徴、仕組みおよびリスクについて十分理解し、自己の責任と判断でF X取引を行えること。</p> <p>③マネーパートナーズと電子メールまたは電話で常時連絡が取れること。</p> <p>④F X取引にかかる報告書面の電子交付に同意すること。</p> <p>⑤マネーパートナーズからの金融商品取引契約に関する勧誘を受ける意思のあること。</p> <p>⑥マネーパートナーズが定める「個人情報の取扱いについて」と題する書面を読み、個人情報の取り扱いに同意すること。</p> <p>⑦日本国内に居住する 20 歳以上 70 歳未満の行為能力を有する個人、または日本国内で本店もしくは支店が登記されている法人であること。</p> <p>⑧振込先預金口座は、国内に存する金融機関を指定すること。</p> <p>⑨お客様が法人の場合、F X取引を行うことは、法令その他の諸規則または定款、その他の内規に違反せず、F X取引のために必要な法令上の手続および内部手続遵守のための体制を有していること。</p> <p><u>⑩外国為替保証金 (証拠金) 取引業務に従事する従業員でないこと</u></p> <p><u>⑪お客様の個人情報 (個人番号及び法人番号を含む) を正確にご登録いただけること</u></p> <p>(2)～(3) (省略)</p>

●第8条 証拠金等

(1) お客様は、FX取引を行うに際し、取引によって生じるお客様の全ての債務を担保するため、マネーパートナーズが定める方法により、事前にマネーパートナーズに対し必要な証拠金または代用有価証券を預託するものとする。

(追加)

(2) (省略)

●第9条 入出金

(1) お客様は、FX取引を行うにあたり、マネーパートナーズの指定する金融機関における所定の口座に振込送金する方法により証拠金の入金を行うものとする。当該金融機関の口座への証拠金の入金をマネーパートナーズが確認し、入金処理を行った後にパートナーズFX取引口座内の会員残高(未使用分)として当該入金が反映される。(修正)

(2) ~ (9) (省略)

●第27条 解約

(1) お客様から契約約款等の解約の申し出があったときは直ちに解約するものとする(追加)。また、第12条第1項各号もしくは第2項各号に掲げる事項または以下の各号に定める事項に該当するときは、お客様に対して解約の通知をすることにより、契約約款等に基づく契約を解除することができる。

(以下省略)

●第29条 取引の制限、停止

マネーパートナーズは、(追加) 第27条第1項各号に該当する可能性があるとしてマネーパートナーズが判断した場合または以下の事項に該当するなど不適切な取引であるとマネーパートナーズが判断した場合、お客様

●第8条 証拠金等

(1) お客様は、FX取引を行うに際し、取引によって生じるお客様の全ての債務を担保するため、マネーパートナーズが定める方法により、事前にマネーパートナーズに対し必要な証拠金または代用有価証券を預託するものとする。

なお、お客様が当社に預託する証拠金には利息が付かないものとする。

(2) (省略)

●第9条 入出金

(1) お客様は、FX取引を行うにあたり、マネーパートナーズの指定する金融機関における所定の口座に振込送金する方法により証拠金の入金を行うものとする。また、当該金融機関の口座への証拠金の入金をマネーパートナーズが確認した時点で、お客様からの入金を受付けたことにする。当社が入金を確認し、入金処理を行った後にパートナーズFX取引口座内の会員残高(未使用分)として当該入金が反映される。ただし、お客様からの入金を確認した後であっても、当社の事務処理の都合上、入金処理までに時間がかかる場合があり、お客様はこのことを予め承諾するものとする。

(2) ~ (9) (省略)

●第27条 解約

(1) お客様から契約約款等の解約の申し出があったときは直ちに解約するものとする(口座の残高がマイナスの場合を除く)。また、第12条第1項各号もしくは第2項各号に掲げる事項または以下の各号に定める事項に該当するときは、お客様に対して解約の通知をすることにより、契約約款等に基づく契約を解除することができる。

(以下省略)

●第29条 取引の制限、停止

マネーパートナーズは、第12条第1項、第2項各号いずれかの事由に該当する可能性があるとしてマネーパートナーズが判断した場合、第27条第1項各号に該当する可能性があるとしてマネーパートナーズが判断した場合

<p>の新規の取引を制限または停止することができる。</p> <p>①～④（省略）</p>	<p>または以下の事項に該当するなど不適切な取引であるとマネーパートナーズが判断した場合、お客様の新規の取引を制限または停止することができる。</p> <p>①～④（省略）</p>
<p>マネーパートナーズ外国為替証拠金取引約款改訂記録 (追加)</p>	<p>マネーパートナーズ外国為替証拠金取引約款改訂記録 <u>平成30年2月17日改訂</u></p>

以上